News Letter

ビジネス・アソシエイツ あいわ税理士法人

2023 September Vol.215



Contents

- ・データ連携方法を考察
- ・ ウェブアプリケーションファイアウォール (WAF)
- · Plaza-i 得意先との EDI 連携運用例
- ・ 繰越在庫への付随費用配賦
- · Plaza-i 最新バージョン情報
- ・ ふるさと納税制度の運用の見直し
- ・ 個人年金保険を相続した場合の税務上の取扱いについて

発行元

(株)ビジネス・アソシエイツ 108-0014 東京都港区芝 4-3-5 ファースト岡田ビル 7F TEL 03-5520-5330 あいわ税理士法人 108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4F TEL 03-5715-3316 | FAX03-5715-3318

■ データ連携方法を考察

はじめに

企業のシステムが1つのアプリケーションやサービスのみではなく複数で構成されていることは多々あります。

すると必然的に重複して管理しなければならないマスターなどが生じ、どのように連携するか考慮することがあるでしょう。

そこで、その連携方法3つを考察してみます。

Web API で連携

例えば、マーケティングに特化した CRM システムをお持ちの場合、基幹システムとの間でお客様情報や販売実績の連携が課題になることがあります。

このような場合に CRM システムでお客様情報を更新する都度、基幹システムに Web API で連携すると、ほぼリアルタイムでその情報を同期できます。

ただし Web API を利用するには、以下のような考慮すべき点があります。

- · Web サーバの構築が必要になる場合がある
- ・データを取得したり保存したりするトリガーがシステムに備わっていない場合、カスタマイズやハブシステムなど別途トリガーとなる仕組みが必要

※トリガーとは:OK ボタンを押したり、スケジュールで指定の時間が到来したりしたときに Web API を呼び出す、という機能が備わっていることを指します。

※ハブシステムとは:連携させたい両システムいずれにも

トリガーが無かった場合、その中間にハブシステムを置いてトリガーや Web API の呼び出しを定義します。

また、API の制限にも注意を払う必要性が生じることがあります。

- ・1回に扱えるデータ件数が100件までのように決まっている場合がある
- 1秒あたりの API 実行は何回までと決まっている場合がある(リクエストレートと言います)

何千、何万といった大量データの一括連携にはあまり向かない場合もあると思われます。

ファイル連携

システム A が所定のフォルダに csv などのファイルを出力し、別のシステム B がそのファイルを読み込んで連携します。システム A や B が所定のフォルダを直接参照できない場合は、その間にファイルを伝送する仕組みが入る場合もあります。

例えば、物流倉庫への指示データ、その指示に基づく入出庫実績データのように1日(1回から数回)ごと、あるいは、拠点の売上データなどを1日、1週間、1か月のように、リアルタイム性はそこまで要求されないが、合理的なタイミングで、複数の取引データを一括で連携する/したい場合に向いていると考えられます。

従来からよくある方法であり、カスタマイズを行わなくても標準機能として備わっているシステムが多い印象です。

コピー&ペースト

連携と言うにはより小さな機能となりますが、別管理しているエクセルファイルからセル範囲をコピーして、複数の

明細行を一度に入力できれば効率的です。

Plaza-i では、従来からグリッドに貼り付け機能がありましたが、貼り付けるデータは予めグリッドの列の順番通りに並んでいなければならなかったことや、1つのデータを左右2つのグリッドに分けて表示している場合に非対応であったことから、貼り付けたくても意図した通りに貼り付けるのが難しいことがありました。

V2.03.12 で「グリッドに貼り付け(フィールド物理名付き)」という機能を追加し、データ受入可能な標準フォーマットであれば、従来と比べ列の順序を気にしなくてよく、左右グリッドにも対応しているので、列と値をまるごとコピーして、そのまま貼り付けできるようになりました。

おわりに

弊社製品である Plaza-i では、従来から備わっているファイル連携と、コピー&ペースト強化に加えて、近年は Web API 開発も進めておりますので、データ連携の課題がございましたら、弊社担当までご相談いただければ幸甚です。

∥ウェブアプリケーションファイ アウォール(WAF)

近年、Web アプリケーションを狙ったサイバー攻撃が増加傾向にあります。弊社 Plaza-i も Web アクセスする機能を実装しているため、よりセキュアに利用するため、Web セキュリティ強化の取り組みとしてウェブアプリケーションファイアウォール(以下、WAF と記載)を利用したセキュリティ強化を検討しております。

WAF はオンライン上の Web サイトや Web アプリケーションを守るための特別な「盾」のようなものです。 WAF は、悪意のある攻撃や不正なアクセスから大切なデータや情報を守るために使われます。

Web サイトや Web アプリケーションは、あなたの家のようなものです。WAF は、あなたの家のドアや窓につけるセキュリティーシステムに例えられます。

これにより、悪意ある侵入や窃盗、破壊行為を防ぐことが できます。

WAF の主な機能は次のとおりです

1. **攻撃の検出とブロック**

WAF は、異常なアクセスや攻撃を検知して、それらを ブロックします。例えば、不正なコードや悪意のある スクリプトを使った攻撃を防ぐことができます。

2. **データ保護**

WAF は、大切なデータや情報を守るために役立ちます。 クレジットカード情報や個人情報など、悪意のある人 たちが盗もうとするデータを守るのに役立ちます。

3. **トラフィックの監視**

WAFは、ウェブサイトやアプリケーションへのトラフィックを監視し、異常な振る舞いを検出します。これにより、攻撃が始まる前に対策を講じることができます。

4. **定期的なアップデート**

WAF は定期的にアップデートされ、新しい脅威に対する防御策が追加されます。これにより、常に最新のセキュリティ対策が保たれます。

【導入の一般的な事例】

1. **オンラインショップ**

WAF は、オンラインショップでクレジットカード情報や顧客の個人情報を守るために使用されます。悪意のあるハッカーからこれらの情報を守り、顧客は安心してショッピングを楽しむことができます。

2. **企業の内部システム**

会社内で使われるウェブベースのアプリケーションも WAFで保護されることがあります。悪意のあるアクセ スから企業の機密情報を守ることは重要です。

3. **医療機関のウェブアプリ**

医療機関のウェブアプリケーションは、患者の健康情報を含む重要な個人情報を扱います。WAFは、このデータを不正アクセスから守る役割を果たします。

4. **教育機関のウェブサイト**

学校や大学のウェブサイトも WAF を使用して、学生や 教職員のデータを守ります。 攻撃から学校の情報を守 ることができます。

つまり、WAF はオンラインで大切な情報を守るための強力なツールであり、悪意のある攻撃からウェブサイトやアプリケーションを守るために非常に重要な役割を果たしているのです。

もしあなたが WAF を導入しようと考えているなら、以下の手順や注意点を考慮すると良いでしょう。

【導入手順】

1. **ニーズの評価**

まず、どのようなウェブアプリケーションを保護する 必要があるかを評価します。重要なデータや機密情報 が含まれる場合、WAFの導入が特に重要です。

2. **WAF の選定**:

オプションを比較して、ビジネスやアプリケーション のニーズに適した WAF を選びます。クラウドベースの WAF やオンプレミスの WAF など、いくつかの選択肢 があります。

3. **設定とカスタマイズ**

WAF を導入したら、必要な設定やカスタマイズを行います。特定のアプリケーションに適したセキュリティルールを設定し、不正アクセスをブロックできるようにします。

4. **モニタリングとテスト**:

WAFを導入した後は、定期的にモニタリングとテストを行い、正しく機能していることを確認します。新たな脅威に対応できるように、セキュリティルールを更新することも大切です。

【注意点】

1. **誤検知のリスク**

WAF は時に正当なトラフィックを誤ってブロックすることがあります。これを防ぐために、適切な設定とテストが必要です。

2. **定期的なアップデート**

WAF の脅威データベースやセキュリティルールは定期的にアップデートする必要があります。新たな脅威に対応できるように、最新の情報を保持しましょう。

3. **ユーザエクスペリエンスの影響**

WAF が過度に厳格に設定されている場合、正規のユーザに影響を及ぼす可能性があります。セキュリティとユーザエクスペリエンスのバランスを保つことが重要です。

4. **複数のセキュリティ層の組み合わせ**

WAF は強力なツールですが、他のセキュリティ対策と 組み合わせて使用することで、より堅固なセキュリティ環境を構築できます。ファイアウォールや侵入検知 システムなどと連携させることを検討しましょう。

WAFは、オンラインでのセキュリティを向上させるための強力なツールです。適切な導入と運用により、ウェブサイトやアプリケーションを効果的に保護し、安全なオンライン環境を提供することができますので、弊社としても引き続き検証や情報収集を進めて参ります。

‖ Plaza-i 得意先との EDI 連携 運用例

はじめに

平素より Plaza-i をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

筆者経験談で恐縮ですが、ここ数年、Plaza-i を導入されるお客様で、得意先との EDI 連携を Plaza-i で実装したいというご相談をよく頂くようになりました。

本稿では得意先との EDI 連携をこれから構築したい場合に、 Plaza-i における一つの軸となる考え方をご紹介させて頂 きます。

得意先 EDI 連携概要

得意先との EDI 連携においては、世間一般的に何か統一された規定・ルールがある訳でなく、得意先 1 社 1 社が独自で決めた EDI 連携の仕様が生き続けています。そのため、得意先から EDI 連携構築を求められた場合、得意先 1 社 1 社毎に、EDI 連携の内容を個別に検討する必要があります。

得意先との EDI 連携は、一般的には下記連携ポイントがあります。

[1]受注データ連携

[2]受注後の EDI ポイント (受注請け、納品、請求)

[3]マスター連携(得意先、商品他)

以下、各処理段階について詳しく見ていきます。

[1]受注データ連携

お客様である得意先は、注文内容となるデータを自社側へ送信します。送信の手段は、外部と外部を繋ぐことを目的とした専用のファイル転送システムを導入し、より効率的で円滑な仕組みを構築したり、注文メールに添付して送信するケース等があります。この辺りは注文の頻度や担当人員リソースなどを踏まえた検討になるでしょう。注文データを受信したら、基幹システムの指定フォルダに注文データを格納し、データ取込みします。

Plaza-i は原則、ファイル連携方式となります。固定長テキストや CSV、TSV(タブ区切り)などの外部ファイルを受信しデータ取込みすることで、連携します。

Plaza-i では、標準機能で SOE 受注伝票外部データ取込機能を装備しています。取込みするデータレイアウト(ユー

ザデータ交換処理マスター)を業務要件に合わせて作り込む必要はありますが、取込みするデータレイアウトについて、受注ヘッダ情報と商品明細情報を横一行に繋げたヘッダ明細横並び型や、受注ヘッダで一行、改行して二行目以降に商品明細情報とするレコード識別型に対応し、幅広いニーズに応えられるようになっています。

EDI 連携するインターフェース項目では、商品データに注目します。商品データは、自社側から見て、得意先側で管理している商品コードや商品名で送信されてくることが多く、自社の受注としてデータ取込みするには、得意先側の商品データを自社側の商品データへ置換えする必要があります。Plaza-i では得意先商品コードと自社商品コードを結び付ける取引先商品パターンマスターを標準装備していますので、特別なカスタマイズなしで対応可能です。

[2]受注後の EDI ポイント

受注したら、継続的にリピート注文を頂くような大口得意 先様相手には、注文請けデータを自社側から得意先側へ送 信すると、両社間で注文の誤りがないか確認でき、丁寧な 対応となります。このとき、出荷予定日を EDI 連携項目に 含めて、得意先への納期回答を兼ねて対応する場合もあり ます。Plaza-i で注文請けデータの連携を構築する場合、2 重のデータ出力に気を付けます。カスタマイズ対応も視野 に検討すると良いでしょう。

商品を出荷したら、納品データを得意先へ送信します。納品データですから、EDI連携データの粒度は自ずと分納単位となります。EDI連携先が海外の得意先で輸出取引の場合、Packing Listデータがこれに相当します。梱包ケースを軸に表現する Packing Listデータと、後続で出力される商品軸の INVOICE データの両者をどのように成立させるかが EDI連携構築上のポイントになります。

得意先側の納品確認を経て、最後に請求、もしくは INVOICE データを得意先へ送信します。 国内得意先の場合、その得意先様専用の EDI 連携の仕組みを取らず、B to B 請求書システムを導入し、国内得意先様全体として対応する場合もあるでしょう。海外得意先の場合、INVOICE データですが、前述の Packing List との併用や Plaza-i では物流在庫、もしくは、債権管理モジュールのどちらの機能から出力するか、その機能性や運用のし易さなどから総合的に判断し、構築を検討します。

[3]マスター連携

得意先全般を対象とする B to B 請求書システム連携や EC システム連携とは様相が異なり、継続的なリピート注文を前提とする得意先 EDI 連携は、そこで必要となるマスターデータはある程度固定される側面から、構築時に一度両社でマスターデータを共有しさえすれば、その後、デイリーベースで各マスターを連携させる運用は比較的まれのように思います。今後の取引拡大といった諸事情が見込まれる場合は、Plaza-iでは商品マスターや出庫先(納品先)マスターが代表的なマスター連携の対象となるでしょう。

おわりに

Plaza-i に焦点をあて得意先との EDI 連携をみてきましたが、本稿における運用は、運用を開始する前に十分な時間を取って、弊社コンサルタントによる基本設計、及び導入サポートを行う必要があります。

ご検討の際は弊社営業やコンサルタントまでお問合せください。

Ⅱ 繰越在庫への付随費用配賦

Plaza-i に待望の機能が実装されました。「期首繰越在庫への仕入付随費用の配賦(在庫原価算入) | 機能です。

V2.03.19 から在庫残高に諸掛を配賦(在庫原価算入)できるようになりました。

仕入付随費用実績配賦とは

元々Plaza-i には [PUR 仕入付随費用実績配賦] というメニューがございます。

乙仲・フォワーダー、通関業者、保険会社からの費用を輸入 諸掛として仕入に配賦(在庫原価算入)する機能です。

仕入金額比や仕入数量比、重量比・容積比、ユーザ定義数値 比など付随費用の種類に応じて配賦方法を設定することが できます。

諸掛が原価の占める割合が大きい商品・取引では特に本機 能は重要となります。

Plaza-i ユーザには海外から商品の輸入を行っていらっしゃる企業様も多いので、よく利用するメニューの一つではないでしょうか。

これまでの機能制限下での代替運用

この [PUR 仕入付随費用実績配賦] ですが留意事項として 仕入(または在庫取引)の計上と仕入付随費用の計上を同 月にしなければならないというものがございます。

8月の月初仕入であれば、8月本締め (9月初旬)までに乙仲から請求書が届き、8月仕入に対して配賦処理を行うことが可能です。

しかし、月末近くの仕入では、請求書の到着が月の中ごろまでずれ込む場合もございます。(請求書の到着はそれでも幾分か早くなってきているようですが)

この際 Plaza-i では8月の本締めを請求書が届く9月中ごろまで延ばすか、あるいは本締めを行った翌月(9月)に調整を行う必要がございました。

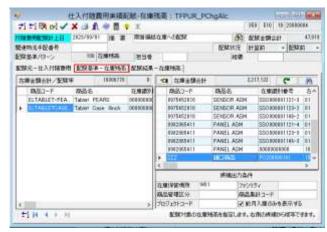
調整の一例として以下のようなものがございます。

- ① 月末仕入伝票を翌月に赤黒処理して黒伝票に対して配賦を行う。
- ② 月末仕入分の移動取引の入力を翌月に行い、移動取引に対して配賦を行う。
- ③ 定期発注品のため翌月の仕入に対して配賦を行う。
- 4 乙仲からの請求書が届くまで本締めをしない。
- ⑤ 配賦が間に合わなかった分は販管費として計上する。

在庫残高への仕入付随費用実績配賦

今回追加される新機能を利用することで前月末在庫/当月 初の繰越在庫に配賦することが可能になります。

仕入付随費用実績配賦は当月に発生した費用を当月仕入に 配賦する機能となりますが、本機能は、仕入月の翌月以降 に事後的に発生する諸掛費用を想定し、仕入月の翌月(以 降)の月初繰越在庫に配賦する機能となります。



つまり8月末に仕入を行い、翌9月に仕入商品を在庫していた場合、この9月期首在庫に対して付随費用の配賦(在庫原価算入)を行うことができるようになります。

これにより当該在庫の売上計上期間の期間損益に配分を実現するとともに業務担当者の処理負荷を大幅に軽減することが可能です。

また本締めまでの期間を短縮することでより迅速に現場・ 経営層に情報提供を行っていくことが可能となります。

待望の機能改善

本機能は以前から多くのユーザ様のご要望として承っておりました。

このように Plaza-i ではワンソースの強みとして、追加・改善した機能をバージョンアップによってすべてのユーザ様にその便益を享受いただくことが可能です。

長くお使いいただき運用・業務フローが安定化・固定化されているユーザ様におかれましても、今回のような追加機能や新機能を軸に自社の業務を見直されてみてはいかがでしょうか。

ご不明な点や、より詳細な説明を聞きたいという場合は、 弊社コンサルタントやサポート担当へお問合せください。

∥Plaza-i 最新バージョン情報

2023 年 9 月 13 日現在までリリースしております、最新の Plaza-i バージョン情報をお知らせ致します。

· Plaza-i.NET V2.03.20.03

■ ふるさと納税制度の運用の見 直し

1. はじめに

平成 20 年度の税制改正により開始した「ふるさと納税」。 年々納税額、件数ともに増加しており、多くの人に利用されている同制度が、令和 5 年 10 月から、その運用基準の一部見直しがされることとなりました。

2. ふるさと納税の概要

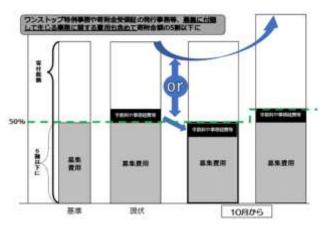
ふるさと納税は、地方と都市の地域格差を是正するために開始され、個人の選んだ自治体に寄付を行った場合に、寄付金額のうち 2,000 円を超える金額について、一定の上限まで所得税と住民税から控除される制度です。



指定を受けた自治体であればふるさと納税の対象となり、 「故郷」に限らず応援したい自治体を選択することが可能 ですが、他方で、魅力的な返礼品がある自治体に寄付が集 中するといった問題点も指摘されているところです。

3. 運用基準見直しの主な内容

(1)募集に要する費用について、ワンストップ特例事務や寄付金受領証の発行などの付随費用も含めて寄付金額の5割以下とする。(募集適正基準の改正)



(出典:自民党 HP より)

(2)加工品のうち熟成肉と精米について、原材料が当該地方団体と同一の都道府県内産であるものに限り、返礼品として認める。(地場産品基準の改正)

4. 改正の背景

令和 4 年度の寄付総額は約 9,600 億円、件数は約 5,100 万件と大規模になっているふるさと納税ですが、寄付を集めるため、多くの自治体が民間事業者の運営するふるさと納税ポータルサイトに情報を掲載しています。こうした中、これらのポータルサイトへの手数料の取り扱いがサイトごとに異なっているのではないか、という指摘がありました。

中には寄付金額の10%を超える金額をポータルサイトの手数料として支払っているケースもあり、自治体の支援を目的として寄付をしているにも関わらず、自治体に資金が残らないといった問題も抱えていました。

上記のような募集に要する費用を寄付金受入額の 5 割以下 (返礼品の調達費用も含む)とするルールについて、どこ までの費用を含めるのかが曖昧になっていたため、運用基 準の見直しによりポータルサイトへの手数料や、各種事務 に係る費用等を明確に含めるものと定められました。

また、熟成肉や精米については、海外等から輸入した肉を 熟成させたものや他の地域産の米を精米したものを返礼品 として提供する自治体があったことから、地場産品(区域 内において生産された物品等)に該当するか疑義がありま した。そのため、原材料がその自治体と同一の都道府県内 産であるものに限り、返礼品として認められるものと定め られました。

5. 見直しによる寄付者への影響

運用基準の見直しにより、以前は含まれていなかった募集に要する費用を含めた上で寄付受入額の 5 割以下とする必要があり、5 割を超えてしまった場合には、何等かの費用削減や、内容量・寄附金額の引き上げなどの対応が必要となります。

これにより、寄付者への影響として、これまでと同じ内容 の返礼品であっても、見直し後は内容量の減少若しくは寄 付金額の増加が考えられます。

6. 手続き方法

ふるさと納税の申告方法は、「確定申告」と「ワンストップ 特例」の二通りがあり、ワンストップ特例の利用には下記 の条件を満たす必要があります。

(1)確定申告を行う必要がないこと

(2)ふるさと納税の寄付先が年間で5自治体以内であること

ワンストップ特例による申請は非常に簡単に行うことができるため、医療費控除など確定申告を行う必要がある方以外は、こちらの方法が便利といえます。なお、ワンストップ特例による申請期限は、寄付をした翌年の1月10日(必着)となっているため、期限を過ぎてしまった場合には確定申告を行う必要があります。

また、ワンストップ特例による申請を行った後に確定申告を行う必要が生じた場合には、ワンストップ特例による申請は無効となりますので、確定申告書への記載忘れがないように注意が必要です。

7. おわりに

ふるさと納税の返礼品に係る経済的利益の額は、一時所得として所得税の課税対象になります。返礼品が多額になる場合には、返礼品に係る一時所得の申告漏れにも注意が必要です。

Ⅱ 個人年金保険を相続した場合 の税務上の取扱いについて

1. はじめに

「人生 100 年時代」に備え、国民年金や厚生年金に加え、個人年金保険に加入している人が増加しています。個人年金を受け取っていた人(以下、「年金受取人」という。)が死亡し、遺族が年金を受け取る権利(以下、「年金受給権」という。)を取得した場合、相続税などの課税対象となることがあります。また、年金受給権の取得後、年金の受け取り方によって、所得税の課税関係も異なります。今回のコラムでは、年金受給権の課税関係について解説します。

2. 年金受給権に係る課税関係(相続税)の概要

年金受取人の死亡により年金受給権を取得した場合、その 年金保険の被保険者や保険料の負担者、誰が取得したかに より、取得者に対する課税関係が異なります。

例えば、父・母・子の家族において、父に相続が発生し、その相続財産の中に父を被保険者とする年金受給権があった場合、課税関係は下表①又は②となります。

【年金受給権の取得者に対する課税関係の概要】

#	被保険者	保険料 の負担者	年金受給権 の取得者	税金の 種類
1	父	父	母又は子	相続税
2	父	母	子	贈与税

① 被保険者(父)と保険料の負担者(父)が同一であった場合

母又は子が取得した年金受給権は、相続により取得 したものとみなされ、相続発生時点において、その 取得者(母又は子)に係る相続税の課税対象となり ます。

② 被保険者(父)及び年金受給権の取得者(子)のいずれも、保険料負担者(母)でない場合

子が取得した年金受給権は、母から子への贈与とみなされ、給付事由発生時点において、その取得者(子)に係る贈与税の課税対象となります。

なお、取得した年金受給権の性質によって、相続税及び贈与税の対象とならないものがある点に、注意が必要です。

【相続税及び贈与税の課税対象となる年金受給権の範囲】

<課税対象となる年金受給権>

・ 個人年金保険に係る年金受給権、退職年金に係る年金 受給権など

<課税対象とならない年金受給権>

・ 国民年金や厚生年金などの遺族年金(*)で、それぞれの 法律に非課税規定が設けられているもの

(*)遺族年金とは、国民年金や厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった人が死亡した時に、その人によって生計を維持されていた遺族が受給できる年金をいいます。

3. 年金受給権の相続税評価額

相続又は贈与(以下、「相続等」という。)により取得した年金受給権の相続税評価額は、下記①~③のいずれかの金額のうち多い金額とされ、その金額が相続税又は贈与税の対象となります。

- ① 当該契約に関する権利を取得した時における解約返 戻金の金額
- ② 当該契約に関する権利を取得した時における一時金の金額(定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合)
- ③ 当該契約に係る予定利率による複利年金現価率等を 用いて一定の方法により計算された金額

4. 年金受給権に係る課税関係(所得税)の概要

相続等により年金受給権を取得した人が、実際に金銭を受け取る場合、①年金方式 (毎年一定額を受け取る方式) か、②一時金方式 (一時に一括で受け取る方式) のいずれかの方式を選択することが一般的です。選択した方法によって、相続等で取得した人に係る所得税の課税関係が異なります。

- ① 年金方式で受け取る場合の所得税の課税関係 雑所得として取り扱われ、所得税の課税対象となります(相続税又は贈与税の課税対象となった部分は、所 得税の課税対象から除かれます。)。
- ② 一時金方式で受け取る場合の所得税の課税関係 相続等で年金受給権を取得した人に、所得税は課税されません。

5. 年金方式と一時金方式の比較

年金方式と一時金方式のどちらを選択するか検討する際の、 一般的なメリット・デメリットは下表のとおりです。

【年金方式と一時金方式のメリット・デメリット】

項目	メリット	デメリット
年金 方式	・一時金方式に 比べ、総受給 額が多くなる	・所得税の確定申告が 必要 ・税金以外のコストが 増える可能性がある
一時金 方式	・所得税の確定 申告が不要	・ 年金方式に比べ、総受 給額が少なくなる

運用益が生じることを前提とすれば、一時金方式より年金 方式の方が、総受給額が多くなると考えられます。

一方で、年金方式を選択した場合、毎年の収入金額が増加することから、国民健康保険料の負担額や、医療費の窓口負担割合が上昇するなど、税金以外の負担が増加する可能性があります。また、毎年の所得税確定申告が必要かどうかという点も、検討の際のポイントの1つとなります。

6. おわりに

相続財産の中に年金受給権がある場合、相続税などの税金以外にも検討すべき事項が多くあります。相続発生後、残された家族が慌てなくて済むよう、生前から専門家に相談しておくことも一案と考えます。